

神奈川県医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交付対象者が行う、医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業に要する経費に対し、県が予算の範囲内において補助金を交付することについて、令和8年2月13日医政発0213第22号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業実施要項」(以下「国実施要項」という。)、令和8年4月1日厚生労働省医政0401第3号厚生労働事務次官通知の別紙「令和8年度(令和7年度からの繰越分)医療施設等持続化支援事業費補助金交付要綱」(以下「国交付要綱」という。)及び補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金は、次の各号を満たす事業者を交付の対象とする。

- (1) 神奈川県内に所在する病院
- (2) 国実施要綱における本事業の対象となる病院

(交付額の算定方法)

第3条 交付額は、次の各号により算定する。

- (1) 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額(ただし、消費税及び地方消費税は除く)とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更及び事業内容の変更をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - ア 交付決定額を超える変更でないこと
 - イ 経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外のものの場合は 30 万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- (8) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (9) この補助金の交付を受けた医療施設等は、厚生労働省が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

（申請手続）

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式 1）に別に定める様式を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

（暴力団排除）

第 5 条の 2 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第

6号に規定する暴力団員

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（変更申請手続）

第6条 第4条第1号又は第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式2）に別に定める様式を添えて、又は事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式3）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して、令和8年12月20日までに知事に提出するものとする。

（補助金の概算払）

第7条 知事は、必要があると認める場合においては、県の支払い計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（申請の取り下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（様式4）により知事に報告するものとする。

（実績報告）

第10条 実績報告は、事業実績報告書（様式5）に別に定める様式を添えて、知事が定める期日までに報告するものとする。

- 2 前項の実績報告後において、知事の要求があったときは、当該業務効率化計画の進

抄について、別に定める報告書等を提出し、その評価を受けることとする。

（補助金の返還）

第 11 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

（届出事項）

第 12 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1)住所又は氏名を変更したとき。
- (2)その他申請内容に変更があったとき。

（書類の経由）

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

（その他）

第 14 条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1

基準額	対象経費	補助率
1 施設あたり 100,000 千円	「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業実施要綱」に定める業務効率化に必要な次に掲げる経費 ・ 備品費 ・ 消耗品費 ・ 通信運搬費 ・ 借料及び損料 ・ 雑役務費 ・ 委託料 ・ 諸謝金 ・ 印刷製本費 ・ 会議費	4／5

コメントの追加 [U1]: 基準額は 1 億です。

コメントの追加 [U2]: 国の要綱をコピペしています。医療機関にはこの費用項目別に金額を入れさせる必要があります。